

東京電力福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針に向けての意見書

2011年（平成23年）6月23日

日本弁護士連合会

第1 意見の趣旨

- 1 東京電力福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定に当たっては、個々の損害金給付以外に、別の場所にコミュニティを含む生活の場を再建することや事業所を再建するなどの方法による被害回復又はコミュニティ・農地漁場・事業所の喪失そのものを賠償する等、コミュニティの維持を含む生活全般の再建、農林水産業・事業活動そのものの再建が早急に可能となる損害賠償のあり方を考えるべきである。
- 2 避難区域外であっても、事業活動への影響を損害として考慮するべきである。
- 3 避難区域外から避難することについても避難費用及び精神的損害の賠償が検討されなければならない。
- 4 精神的損害の損害額の算定が避難の実情に即したものになるよう、再考すべきである。

第2 意見の理由

原子力損害賠償紛争審査会（以下「審査会」という。）は、東京電力福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲について、本年4月28日に第一次指針を、5月31日に第二次指針を、さらに6月20日に第二次指針追補を、それぞれ公表した。

これらに対し、当連合会は、4月28日に第一次指針の策定に関する会長声明を、6月14日に第二次指針の策定に関する会長声明をそれぞれ公表した。

審査会によると、7月に中間指針を取りまとめるとのことであり、かつ、7月1日には、中間指針のための検討事項を取りまとめるとのことであるが、当連合会は、この中間指針が今後の原発事故被災者の法的救済において極めて重要であることから、さらに、以下の各点について要望するものである。

- 1 本件事故による損害についての基本的視点とその点を反映した検討の必要
第二次指針追補は、精神的損害の慰謝料額の算定についてではあるが、自動車

損害賠償責任保険における損害額を参考にしている。しかし、原子力発電所事故による損害は、次に述べるように交通事故による損害とは全く性質を異にするものであるから、その特質について十分に考慮する必要がある。

交通事故は、自動車等を運転してさえいれば、誰もが被害者にも加害者にもなりうることを前提に、自動車等の便益と引換に社会が「許された危険」を引き受ける関係に立つ。

しかし、原子力発電所の事故は、電力会社のみが直接の加害者となるものであり、原子力発電による便益がどのようなものであったとしても「決してあってはならない危険」であり、だからこそ原子力損害賠償法上も免責事由が厳格に規定されている。

また、原子力発電所事故による被害地域は広範囲にわたり、被害期間も長期間に及ぶ。被害者は、その生活するコミュニティそのものや農地漁場、事業所そのものなど生活活動・経済活動の基盤を根こそぎ奪われるので、その被害程度は極めて深刻である。

そのうえ、10年を超える長期の避難となる可能性が高いことを考えると、個々の損害金給付以外に、別の場所にコミュニティを含む生活の場を再建することや事業所を再建するなどの方法による被害回復又はコミュニティ・農地漁場・事業所の喪失そのものを賠償する等、コミュニティの維持を含む生活全般の再建、農林水産業・事業活動そのものの再建が早急に可能となる損害賠償のあり方も考えられるべきである。当連合会は、4月28日付け会長声明において、放射性物質が広範囲に拡散したことによる放射能汚染については、土壌を除去するなどして原状回復する義務を第一次的義務とすべきこと、地域社会のつながりを重視し、コミュニティの維持を図るために必要な費用についても賠償基準を設けること、などを求めた。さらに、5月27日に開催した第62回定期総会における「東日本大震災及びこれに伴う原子力発電所事故による被災者の救済と被災地の復旧・復興支援に関する宣言」の中で、国及び東京電力株式会社に対し、避難者の生活再建に必要かつ十分な支援及び被害補償を迅速に行うことを求めたところであるが、中間指針の検討事項には、こうした視点が含まれているのかどうか不明確であるから、このような視点を盛り込むよう強く求めるものである。

2 避難区域外における事業損害

避難区域におけるあらゆる経済活動が停止させられ、その地域で形成されてきた経済圏が丸ごと喪失することから、避難区域外の周辺経済圏においても原材料

の供給の喪失はもちろん、顧客の喪失という重大な損害を受ける。これらの事業損害は、事故との因果関係が間接的だからという理由で否定されるべきではない。

3 避難区域外の避難者に対する損害賠償の必要性

放射線の人体や環境に対する影響は科学的に十分解明されているわけではないのであるから、これに対し人々が不安を感じることは避けられない。

したがって、損害賠償の範囲を検討するに当たっては、被害者の不安感を軽々に「一般的・抽象的危惧感」と評価するのではなく、予防原則に照らし放射線の影響を危惧しこれを回避することが社会通念上相当と考えられるか否かが柔軟に検討されるべきである。

第一次指針及び第二次指針、さらには「中間指針に向けた今後の検討項目」においても、政府による避難等の指示が出ていない地域からの避難者に対する避難費用及び精神的損害の賠償が全く考慮されていないが、これらについても合理的な範囲内で賠償がなされなければならないことは、既に当連合会が6月14日付け会長声明で指摘したとおりである。

4 避難生活等を余儀なくされたことによる精神的損害の算定方法

第二次指針追補は、上記のとおり、精神的損害の損害額の算定について、自動車損害賠償責任保険における慰謝料額を参考にし、避難生活の類型毎に月額損害額を算定し、しかも事故後6か月間（第1期）、その後の6か月間（第2期）、さらにその後（第3期）の3期に分けて遞減する具体的な金額を示している。

自動車損害賠償責任保険における慰謝料額が、時間の経過とともに単位時間あたりの精神的苦痛が軽減されるという考え方には、怪我から回復する過程においてその苦痛が時間の経過とともに軽減されるという性質がその前提にある。これに対して、原子力発電所事故による避難生活は、その避難環境が苛酷であるのみならず、先の見通しがつかない中でのものであり、第二次指針追補が「対象者の具体的な帰宅の時期等を現時点で見通すことは困難である」としている現状においては、時間の経過とともにむしろ、焦燥感が強められ単位時間あたりの精神的苦痛が増大するとさえ考えられるのであって、自動車損害賠償責任保険における慰謝料額が時期の経過に伴い遞減していくという考え方は参考にならないというべきである。

しかも、福島第一原子力発電所事故による避難生活は著しく長期に及ぶことは明らかであり、1、2年で戻れる保証はないのであるから、6か月毎に期間を区

切り，しかも第2期の月額は第1期のそれの半分にも満たなくなるというのは，
およそ合理的とはいえない。

このように今回の事故による精神的損害の算定にあたっては，避難の具体的実
情に即した検討がなされるべきである。

よって，意見の趣旨のとおり要望する。